

# かいごのみらい研修センター

## 介護職員初任者研修（通信課程）学則

（事業者の名称・所在地）

### 第1条

本研修は、次の事業者（以下、当施設という）が実施する。

名 称 株式会社かいごのみらい

所在地 熊本市東区南町 16-8

（開講目的）

### 第2条

高齢化社会が進む中、介護の業務に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、高齢者の能力に応じた基本的な介護業務を行うことができるようにする。

（研修事業の名称）

### 第3条

研修事業の名称は次のとおりとする。

かいごのみらい研修センター 介護職員初任者研修（通信課程）

（実施場所）

### 第4条

かいごのみらい研修センター 熊本市東区南町 16-8

（研修期間）

### 第5条

研修期間は約2ヶ月間とする。

（研修カリキュラム）

### 第6条

研修の修了に係るカリキュラムは別紙（介護職員初任者研修カリキュラム及び日程表）のとおりとする。

(講師氏名)

#### 第7条

研修を担当する講師は、別紙（講師一覧）のとおりとする。

(研修修了の認定方法)

#### 第8条

研修修了の認定は次の基準に達したと認められた者に対し行う。

- ① 第6条に定めるカリキュラムすべての履修
- ② すべての通信学習課題の合格
- ③ スクーリング全日程の出席
- ④ 修了試験の合格（70点以上）

(開講時期)

#### 第9条

開講の時期は随時とする。また、申し込みは先着順とし、定員になり次第募集終了とする。

(受講資格)

#### 第10条

受講の対象は下記の条件を満たす者とする。

- ① 介護の基礎知識・技術を習得したい者
- ② 高等学校卒業もしくは同等の学力があると認められる者
- ③ 心身ともに健全である者。
- ④ 熊本県内に在住している者

(受講者本人の確認方法)

#### 第11条

受講申込受付時に、公的書類（戸籍抄本・住民基本台帳カード・健康保険被保険者証・運転免許証・パスポート等）により本人確認を実施する。

(受講手続)

#### 第12条

受講手続きは次のとおりとする。

- ① 電話またはホームページの申し込みフォームより申し込みを行う。
- ② かいごのみらい研修センターにて受講を希望する者が、本人確認後、受講申込書の提出、テキスト代の支払いを行い、受講手続き完了とする。ただし、受講開始1週

間前までに開講最低人数の10名を下回った場合、開講を中止することがある。その場合、手続き完了者は翌月開講クラスで優先的に受講できるものとする。

(受講料)

#### 第13条

受講料は無料とする。ただし、テキスト代3,300円(税込)は受講者負担とする。

(遅刻、早退、欠席、退講の取扱い)

#### 第14条

遅刻、早退に関しては理由の如何にかかわらず欠席扱いとする。また、本人のやむを得ない事情により、退講する場合は退講に関する手続きを行い、認めることとする。

(補講の取扱い)

#### 第15条

研修の一部を欠席したもので、やむを得ない事情があると認められるものについては、次期開講クラスの講義にて当該科目の補講を受けることができる。

(添削指導、面接指導の体制、方法)

#### 第16条

添削指導、面接指導の体制、方法については別紙(通信実施計画書)のとおりとする。

(修了評価不合格の取扱い)

#### 第17条

修了試験の及第点に及ばない場合は、再試験に挑むこととする。

(個人情報保護)

#### 第18条

当施設が知り得た受講予定者及び受講生に関する個人情報は、当施設に定める個人情報保護規程に基づき、適切に取扱うこととする。また、受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(施行細則)

#### 第19条

この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人が別に定める。

(附則)

第 20 条

この学則は令和 4 年 11 月 1 日より施行する。